

「インフルエンザの出席停止期間」の考え方

学校保健安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間
『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。

	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目					
発症後1日に解熱 したA君の場合	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	4日目				
発症後2日に解熱 したBくんの場合	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目				
発症後3日に解熱 したCくんの場合	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目			
発症後4日に解熱 したDちゃんの場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目		
発症後5日に解熱 したEちゃんの場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日目	2日目	3日目	

下記の2つに両方ともチェックが入れば登園可能です。

- 発症した後5日経過した。
- 解熱した後2日（幼児にあっては3日）発熱がない。

出席停止の期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。